

令和6年2月9日
物流・自動車局旅客課

地域の自家用車・ドライバーを活用した有償運送に関する制度 に係るパブリックコメントを実施します

国土交通省では、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供すること（自家用車活用事業）を可能とする制度を創設する予定です。新たな制度の案について、本日よりパブリックコメントを実施いたします。

昨年12月に決定された「デジタル行財政改革会議の中間とりまとめ」において、タクシー事業者が運送主体となって、地域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを供給すること（道路運送法第78条第3号に基づく制度の創設）が決定されました。

今後、タクシーが不足する地域・時期・時間帯におけるタクシー不足状態を、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」として、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供すること（自家用車活用事業）を可能とする許可を行っていく予定です。その許可に当たっての基準や取扱いについて、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い」として定めることを検討しており、今般、パブリックコメントを開始いたします。

なお、今般示す制度案はあくまでもたたき台であり、広く国民の皆さまの意見・情報を募集したうえで、その内容を決定する予定です。

記

- 1 実施期間 : 令和6年2月9日（金）17:00～（30日間）
- 2 内 容 : ①制度概要：許可基準、許可に付する条件、許可期間
②今後のスケジュール（予定）：令和6年3月公布・施行
- 3 掲載 URL :

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240909&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240909&Mode=0)

【問い合わせ先】

物流・自動車局 旅客課 手嶋、中山

電話：(03) 5253-8111（内線：41202、41262）

直通：(03) 5253-8569